

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第3号

埼玉県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、次のとおり指定金融機関を指定したので、同条第9項の規定によりこれを告示する。

- 1 指定金融機関の名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- 2 本店の所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号

平成19年5月25日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 齋藤

